

今月のトピックス

令和5年3月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
URL: <http://slmo.co.jp/>
※QRコードで弊社HPへアクセスできます⇒



【 今月の担当 : 古澤 】

【令和5年度の健康保険・介護保険料率改定のお知らせ】

全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している方の都道府県別の令和5年度健康保険料率・介護保険料率が決定いたしました。

全国一律適用となる介護保険料率については1.64%から1.82%へ引き上げとなります。

	介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
東京都	10.00% (9.81%)	11.82% (11.45%)
埼玉県	9.82% (9.71%)	11.64% (11.35%)
神奈川県	10.02% (9.85%)	11.84% (11.49%)
群馬県	9.76% (9.73%)	11.58% (11.37%)
栃木県	9.96% (9.90%)	11.78% (11.54%)
茨城県	9.73% (9.77%)	11.55% (11.41%)
千葉県	9.87% (9.76%)	11.69% (11.40%)

(カッコ内は令和4年度保険料率)

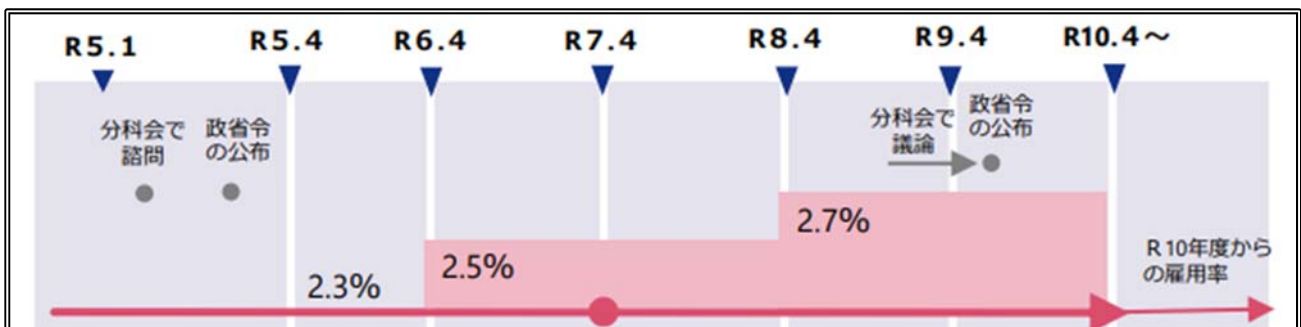
※変更後の健康保険料率・介護保険料率の適用は令和5年3月分(4月納付分)からとなります。
※健康保険組合に加入されている方の料率は各組合により異なります。各組合までご確認ください。

【令和6年度～障害者法定雇用率引き上げの見通し】

従業員が一定数以上の規模の事業主は従業員に占める障害者の割合を法定雇用率以上にする義務があります。現在、民間企業の法定雇用率は2.3%となっており、従業員を43.5人以上雇用している事業主は障害者を1人以上雇用しなければなりません。

厚生労働省は令和5年度においては2.3%で据え置き、令和6年度からは2.5%、令和8年度は2.7%と段階的に引き上げる見通しを発表いたしました。

令和6年度からは40人、令和8年度においては37.5人以上の従業員を雇用している事業主に障害者を1人以上雇用する義務が発生しますので、正式に決まりましたらご注意ください。



※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。